

三重県公報

令和5年9月12日 (火)

第 447 号

毎週火・金曜日発行

		目		次				
(番号)	(題	名)				(担当)	(]	乭)
	告 示							
572	農産物検査法の規定による	地域登録検査模	機関の登録	めの更新	(農産物 課)	物安全・流通	Í.	2
573	保安林の指定を解除する予	定である旨			(治山	」林 道 課)	2
574	区域内特定養殖業者の同意	が要件に適合し	している旨	ī	(水產	医振興課)	3
575	大規模小売店舗立地法の規	定による大規模	莫小売店舗	前の変更の届出		È業・サーヒ 振興課)	- ·	3
576	同件				(同)	4
577	同件				(同)	6
578	同件				(同)	7
579	同件				(同)	8
580	同件				(同) 1	0
	公 安 委 告 示							
29	指定講習機関からの変更の	届出			(公乡	安) 1	1
30	認定教育実施者からの変更	の届出			(同) 1	1
31	認定検査実施者からの変更	の届出			(同) 1	1
	公告							
	国土調査に係る成果の認証				(水資源ジェク	原・地域プロ ト課)	1	2

告 示

三重県告示第 572 号

農産物検査法(昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。) 第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において 準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和5年9月12日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成20年9月3日 第26号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社藤原ファーム	代表取締役 近藤 正治	三重県いなべ市藤原町古田 1162 番地

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物 (玄米)

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
近藤 健治	玄米	K2414436

7 登録の更新日

令和5年9月1日

三重県告示第 573 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 26 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定ですので、同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示します。

令和5年9月12日

三重県知事 一 見 勝 之

第1

1 解除予定保安林の所在場所

いなべ市大安町石榑南字水晶 2999 番 5 (次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は省略し、その図面を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

第 2

1 解除予定保安林の所在場所

いなべ市大安町石榑南字水晶 2999 番 5 (次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は省略し、その図面を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供し

ます。)

三重県告示第 574 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法 (昭和 39 年法律第 158 号) 第 125 条の 6 第 1 項の規定による区域 内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和5年9月12日

三重県知事 一 見 勝 之

加入区の名称	区域
特定のり 大王船越加入区	三重外湾漁業協同組合のうち大王船越の地区
特定のり 間崎加入区	三重外湾漁業協同組合のうち間崎の地区
特定のり 越賀・御座加入区	三重外湾漁業協同組合のうち越賀及び御座の地区

三重県告示第 575 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和5年9月12日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ピアゴ阿倉川店
 - 四日市市阿倉川町 1431-1
- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	佐古 則男

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	関口 憲司

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	佐古 則男
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	馬場 章夫
株式会社穂波	愛知県名古屋市瑞穂区河岸一丁目9番7号	林 繁文

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	関口 憲司
株式会社穂波	愛知県名古屋市瑞穂区河岸一丁目9番7号	林 隆子

3 変更年月日

平成 31 年 4 月 15 日

- 変更理由
 - 2(1) 代表者の変更があったため
 - 2(2) 小売業者の退店及び代表者の変更があったため
- 届出の日

令和5年6月27日

- 届出等の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 届出等の縦覧の期間及び時間 令和5年9月12日から令和6年1月12日まで 開庁目の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 576 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規 模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に より次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ き事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日 から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和5年9月12日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アピタ松阪三雲店 松阪市市場庄町 1266 番の1

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	佐古 則男
(変更後)		

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	関口 憲司

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	佐古 則男
株式会社神奈川くまざわ書店	東京都八王子市八日町1番11号	熊沢 宏
株式会社三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	加賀 純一
株式会社ZENトレーディングカンパニー	津市広明町 352 番地の 4	中嶋 健
株式会社織部	岐阜県多治見市旭ヶ丘十丁目6番地の130	奥村 崇仁
株式会社ホットランド	宮城県石巻市大街道北一丁目1番16号	佐瀬 守男
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	坂野 達哉
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4番 14号	矢野 博丈
A. C. T. S	奈良県天理市川原町城町 690 番地	竹村 信弘

株式会社ジーフット	愛知県名古屋市千種区今池三丁目 4番 10号	松井 博史
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	小田 保則
株式会社ヤマダヤ	愛知県名古屋市西区城西一丁目3番5号	山田 太郎
As-meエステール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅史
株式会社さが美	神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目2番11号	平松 達夫
株式会社ソックコウベ	兵庫県神戸市東灘区向洋町中六丁目 9 番地	日ノ本 欽也
株式会社モリエ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	藤田 敏
株式会社エル・ウィッシュ	桑名市長島町大倉 1 番地 28	佐藤 貞朗
カンダキラット株式会社	岡山県津山市川崎 1902 番地の 3	菅田 拓平
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1	江尻 義久
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	寺井 秀藏
株式会社アルペン	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 9番 40 号	水野 泰三
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	似鳥 昭雄
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号	野口 実
株式会社クロスカンパニー	岡山県岡山市北区幸町 2-8	石川 康晴
有限会社焼津谷島屋	静岡県焼津市栄町四丁目二番四号	中野 弘道
株式会社エル・ウィッシュ カンダキラット株式会社 株式会社ハニーズ 株式会社ワールド 株式会社アルペン 株式会社ニトリ 株式会社エービーシー・マート 株式会社クロスカンパニー	桑名市長島町大倉1番地28 岡山県津山市川崎1902番地の3 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 東京都渋谷区神南一丁目11番5号 岡山県岡山市北区幸町2-8	佐藤 貞朗 菅田 拓平 江尻 義久 赤井 秀藏 水野 泰 昭雄 野口 康晴 石川 康晴

氏名又は名称	住 所	代表	者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	関口	憲司
株式会社神奈川くまざわ書店	東京都八王子市八日町1番11号	熊沢	宏
株式会社ΖΕΝホールディングス	津市中河原 2057	中嶋	健
株式会社ホットランド	東京都中央区新富 1-9-6 ザ・パークレックス新富町 4F	佐瀬	守男
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	服部	剛之
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4番 14号	矢野	靖二
株式会社ジーフット	愛知県名古屋市千種区今池三丁目 4番 10 号	木下	尚久
パレモ・ホールディングス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅 5-27-13 名駅錦橋ビル 6 階	福井	正弘
株式会社ヤマダヤ	愛知県名古屋市西区城西 1-3-1	山田	太郎
エステールホールディングス株式会社	東京都中央区銀座 1-19-7 J R E 銀座一丁目イーストビル 6 階	丸山	雅史
株式会社さが美	神奈川県横浜市戸塚区川上町 87-4NアンドFビル 1 4階	形部	幸裕
カンダキラット株式会社	岡山県津山市川崎 1902 番地の 3	菅田	拓平
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1	江尻	英介
株式会社アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	内山	誠一
株式会社アルペン	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 9番 40 号	水野	泰三
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号	似鳥	昭雄
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号	野口	実
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2-8	川部	将士
オキツモ流通株式会社	名張市箕曲中村 18 番地の 2	山中	重治
株式会社ティーリング	滋賀県大津市別保三丁目 11 番 32 号	礒田	清一郎
g f . S株式会社	岐阜県岐阜市金町 6 丁目 21 番地	内野	伸彦
株式会社マスダ	松阪市湊町 117-1	世古	俊子
株式会社A. C. T. S	奈良県天理市川原城町 690 番地	竹村	浩次
株式会社むらさきや	松阪市日野町 772	佐藤	功一

株式会社キング 大阪府吹田市豊津町1番7号 長島 希吉

- 3 変更年月日
 - 2(1) 平成31年4月15日
 - 2(2) 令和5年4月1日
- 4 変更理由
 - 2(1) 代表者の変更があったため
 - 2(2) 小売業者の入退店並びに名称、代表者及び住所の変更があったため
- 5 届出の日

令和5年6月27日

- 6 届出等の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間 令和5年9月12日から令和6年1月12日まで 開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 577 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和5年9月12日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 MEGAドン・キホーテUNY鈴鹿店 鈴鹿市南玉垣町 3628 ほか12 筆
- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) MEGAドン・キホーテUNY鈴鹿店

(変更後) MEGAドン・キホーテUNY鈴鹿店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目 18 番地	片桐 三希成
未定	_	_

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	東京都目黒区青葉台二丁目 19番地 10号	片桐 三希成
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	服部 剛之
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里 1-7-7	坂下 和志
B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社	東京都品川区上大崎三丁目1番1号	ジョン・キム
化粧品のふじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町 2585-1	岩井 勝己
株式会社クレイン	東京都港区南青山 5-6-26 青山 246 ビル 5F	新垣 純

株式会社Y・space	愛知県名古屋市北区城見通三丁目 5番 日本出版販売(株)名古屋支店内	渡辺	肇
株式会社イートバンク	滋賀県大津市一里山五丁目 35-9	武田	浩成

- 3 変更年月日
 - 2(1) 令和元年6月25日
 - 2(2) 令和4年11月21日
- 4 変更理由
 - 2(1) 正式名称が決定したため
 - 2(2) 小売業者の入店及び住所の変更が生じたため
- 5 届出の日

令和5年7月19日

- 6 届出等の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和5年9月12日から令和6年1月12日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 578 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ き事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日 から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和5年9月12日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - MEGAドン・キホーテUNY名張店

名張市下比奈知字黒田 3002 番地 ほか 20 筆

- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) MEGAドン・キホーテUNY名張店

(変更後) MEGAドン・キホーテUNY名張店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目 18 番地	片桐 三希成
未定	_	_

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	東京都目黒区青葉台二丁目 19番地 10号	片桐 三希成
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	服部 剛之
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4番 14号	矢野 靖二
エステールホールディングス株式会社	東京都中央区銀座 1-19-7 J R E 銀座一丁目イーストビル 6 階	丸山 雅史
株式会社御菓子司さわ田	名張市箕曲中村 81 番地	澤田 浩幸

株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町 1-32-13	指田 努
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	江尻 英介
g f . s 株式会社	岐阜県岐阜市金町六丁目 21 番地 岐阜ステーションビル 6 F	内野 伸彦
オキツモ流通株式会社	名張市箕曲中村 18番地の 2	山中 重治
株式会社田村	名張市東町 1743 番地	田村 禎規

- 3 変更年月日
 - 2(1) 令和元年6月25日
 - 2(2) 令和4年11月21日
- 4 変更理由
 - 2(1) 正式名称が決定したため
 - 2(2) 小売業者の入店及び住所の変更が生じたため
- 5 届出の日

令和5年7月19日

- 6 届出等の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間 令和5年9月12日から令和6年1月12日まで 開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 579 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ き事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日 から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和5年9月12日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - アピタ伊賀上野店

伊賀市服部町尾崎 1788 番地 ほか 33 筆

- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	佐古 則男
(変更後)		

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	関口 憲司

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	佐古 則男
株式会社スイートスタイル	愛知県名古屋市北区黒川本通二丁目 46 番地	田中 保成

		l I
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	坂野 達哉
株式会社スイートガーデン	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大坂町 400 番 地	花井 秀年
株式会社神奈川くまざわ書店	東京都八王子市八日町1番11号	熊沢 宏
株式会社エル・ウィッシュ	桑名市長島町大倉1番地の28	佐藤 貞朗
株式会社榮進堂書店	愛知県名古屋市千種区井上町 78 番地	青木 克行
株式会社ZENトレーディングカンパニー	津市広明町 352 番地の 4	中嶋 健
株式会社津坂	鈴鹿市若松北1丁目36番17号	津坂 千賀夫
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	小田 保則
株式会社三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	中尾 文彦
As-meエステール株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目 20番 2号	丸山 雅史
株式会社モリエ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	藤田 敏
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊七本松 27 番地の 1	江尻 義久
有限会社ロックウッズ	名張市平尾 2552 番地	岩森 隆則
有限会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目 32番 13号	曲渕 恵美子
A. C. T. S	奈良県天理市川原城町 690 番地	竹村 信弘
株式会社さが美	神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目2番11号	小野山 晴夫
株式会社ネクスト・ワン	名張市夏見 3303 番地	髙田 雅之
藤久株式会社	愛知県名古屋市名東区高社一丁目 210 番地	後藤 薫徳
谷 修史	滋賀県甲賀市甲南町野田 79 番地	_

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	関口 憲司
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	服部 剛之
株式会社神奈川くまざわ書店	東京都八王子市八日町1番11号	熊沢 宏
株式会社パリミキ	東京都港区海岸 1 丁目 2 番 3 号汐留芝離宮ビルディング 10 階	恒吉 裕司
エステールホールディングス株式会社	東京都中央区銀座 1-19-7 J R E 銀座一丁目イーストビル 6 階	丸山 雅史
有限会社ロックウッズ	名張市平尾 2552 番地	岩森 隆則
有限会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目 32 番 13 号	指田 努
藤久株式会社	愛知県名古屋市名東区高社一丁目 210 番地	筒井 和宏
谷 修史	滋賀県甲賀市甲南町野田 79 番地	
オキツモ流通株式会社	名張市箕曲中村 18番地の 2	山中 重治
株式会社東海セイムス	松阪市久保町 1456-4	川西 正人
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二
株式会社アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町 6-8-1	内山 誠一
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2-8	川部 将士
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号	野口 実
株式会社BANKANわものや	愛知県名古屋市中区栄 2-11-30 セントラルビル 9 F	形部 幸裕
株式会社A.C.T.S	奈良県天理市川原城町 690	竹村 浩次

- 3 変更年月日
 - 2(1) 平成31年4月15日
 - 2(2) 令和5年2月28日
- 4 変更理由
 - 2(1) 代表者の変更があったため

2(2) 小売業者の入退店並びに名称、代表者及び住所の変更があったため

5 届出の日

令和5年6月27日

- 6 届出等の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和5年9月12日から令和6年1月12日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 580 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ き事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日 から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和5年9月12日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ東員店

員弁郡東員町大字六把野新田字村西 785 番地 6 ほか 35 筆

- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	佐古 則男
(変更後)		

(50,500)		
氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	関口 憲司

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	佐古 則男
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目 38 番地	河合 宏光
株式会社水谷健康堂薬局	桑名市大字太夫 134-3	水谷 邦彦
株式会社あーる工房	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内 11 丁目 94	鬼頭 明彦

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	関口 憲司
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目 38 番地	河合 映治
株式会社あーる工房	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内 11 丁目 94	鬼頭 明彦

3 変更年月日

平成 31 年 4 月 15 日

- 4 変更理由
 - 2(1) 代表者の変更があったため

2(2) 小売業者の退店及び代表者の変更があったため

5 届出の日

令和5年6月27日

- 6 届出等の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間 令和5年9月12日から令和6年1月12日まで 開庁日の午前9時から午後5時まで

公安委告示

三重県公安委員会告示第29号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定により、指定講習機関から変更の届出がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和5年9月12日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

法人の名称、住所及び代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社三交ドライビングスクール 四日市市新正三丁目7番6号 橋 本 明 雄	株式会社三交ドライビングスクール 四日市市新正三丁目7番6号 今藤良雄
一般財団法人三重県交通安全協会 津市高茶屋四丁目 48 番 8 号 稲 垣 清 文	一般財団法人三重県交通安全協会 津市栄町一丁目 954番地 西 野 衛

三重県公安委員会告示第30号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、認定教育実施者から変更の届出がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和5年9月12日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

法人の名称、住所及び代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社三交ドライビングスクール	株式会社三交ドライビングスクール
四日市市新正三丁目 7番 6 号	四日市市新正三丁目7番6号
橋 本 明 雄	今藤良雄
一般財団法人三重県交通安全協会	一般財団法人三重県交通安全協会
津市高茶屋四丁目 48 番 8 号	津市栄町一丁目 954 番地
稲 垣 清 文	西 野 衛

三重県公安委員会告示第31号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和 4 年国家公安委員会規則第 8 号)第 8 条第 1 項の規定により、認定検査実施者から変更の届出がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和5年9月12日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

法人の名称、住所及び代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社三交ドライビングスクール 四日市市新正三丁目 7番 6 号 橋 本 明 雄	株式会社三交ドライビングスクール 四日市市新正三丁目7番6号 今藤良雄
一般財団法人三重県交通安全協会	一般財団法人三重県交通安全協会

津市高茶屋四丁目 48 番 8 号 稲 垣 清 文

津市栄町一丁目 954 番地 西 野 衛

公 告

国土調査法 (昭和 26 年法律第 180 号) 第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和5年9月12日

三重県知事 一 見 勝 之

1 調査を行った者の名称

四日市市

- 2 調査を行った期間 令和2年9月から令和4年12月まで
- 3 成果の名称四日市市(北納屋町・中納屋町地区)の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域四日市市北納屋町地内他
- 5 認証年月日 令和 5 年 8 月 30 日

発行 **三 重 県**

三重県津市栄町1丁目891 三重県総務部法務・文書課 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/